

業務報告書の提出について

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書（業務報告書）の提出が義務付けられています。

報告書を提出しなかった場合、あるいは虚偽の記載をして報告書を提出した者は、建築士法第41条により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、都道府県の指導等にも関わらず未提出の場合には監督処分の対象となります。

未提出の業務報告書（平成19年度分以降）がある場合は直ちに提出して下さい。

提出先は、[（一社）埼玉県建築士事務所協会](#)です。

当該事業年度中に報告すべき業務実績がない場合でも提出は必要です。

なお、業務報告書の第三面にある「所属建築士名簿」には、当該事業年度内に建築士事務所に属した全ての建築士を記載してください。管理建築士も建築士事務所に属している建築士となるので記載してください。所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計・工事監理等を行うことはできません。

また、年度途中で退職・採用した方の名前も記載し、備考欄に在任期間を書いて下さい。

改正建築士法に関する情報、関連のQ&Aは、以下のホームページをご参照ください。

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 <http://www.njr.or.jp/law/>